

## 報告第5号

### 専決処分の報告及び承認について

我孫子市固定資産評価員の選任については、急を要すると認め、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和5年6月5日提出

我孫子市長 星野 順一郎

### 報告理由

我孫子市固定資産評価員の選任について専決処分したので、その承認を求めるため報告するものです。

写

専 決 処 分 書

我孫子市固定資産評価員の選任について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月1日

我孫子市長 星 野 順一郎

理 由

我孫子市固定資産評価員小林修氏の退任に伴い、その後任の選任について急を要するため

我孫子市固定資産評価員の選任について

地方税法第404条第2項の規定により、次の者を我孫子市固定資産評価員に選任する。

居住地 我孫子市

ふりがな なかみつ けいこ  
氏名 中 光 啓 子

生 年 昭和41年

令和5年4月1日

我孫子市長 星 野 順一郎